



Title	我が国における企業不正事例(10・完)
Author(s)	吉見, 宏
Citation	経済學研究, 48(2), 100-119
Issue Date	1998-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32117
Type	departmental bulletin paper
File Information	48(2)_P100-119.pdf



<研究ノート>

我が国における企業不正事例 (10・完)

吉 見 宏

前号までの目次

1. はじめに——企業不正事例研究の意義
2. 事例 大光相互銀行
3. 事例 KDD (以上 本誌第45巻第2号)
4. 事例 興人
5. 事例 不二サッシ工業・販売 (以上 本誌第45巻第3号)
6. 事例 リッカー
7. 事例 平和相互銀行 (以上 本誌第45巻第4号)
8. 事例 日東あられ
9. 事例 イトマン (以上 本誌第46巻第1号)
10. 事例 日本コッパース
11. 事例 マクロス (以上 本誌第46巻第2号)
12. 事例 アイベック
13. 事例 イトーヨーカ堂 (以上 本誌第46巻第3号)
14. 事例 雅叙園観光 (本誌第46巻第4号)
15. 事例 大和銀行・住友商事 (本誌第47巻第3号)
16. 事例 日本商事 (本誌第48巻第1号)

17. 事例 東京協和信用組合・安全信用組合

17.1 事例の概要

東京協和信用組合（以下、東京協和信組とする）および安全信用組合（以下、安全信組とする）はいずれも東京・港区に本店を持つ信用組合である。1994年（平成6年）12月段階で、東京協和信組は3店舗、預金量1,214億円、貸出金1,134億円、安全信組は7店舗、預金量1,227億円、貸出金1,119億円であり、いずれも信用組合としては比較的規模が大きい¹⁾。本事例は、

両信用組合による乱脈経営および粉飾経理、それによる両信用組合の経営破綻事例である。

東京協和信組は1950年（昭和25年）に、安全信組は1953年（昭和28年）に設立された。東京協和信組は華僑系の信組であったが、その理事の関連する東京・新宿の中華料理店が不動産投機に失敗したことから不良債権を抱え込むこととなった。当時、全国信用組合協会会長であった安全信組理事長は、かねて知己であったイ・アイ・イーインターナショナル（以下イ社とする）社長のT氏にその再建を依頼し、T氏はこれに応じて東京協和信組の理事に就任した。かつてイ社が安全信組の旧本店ビルに入居したことがきっかけで、T氏は同信組理事長と親交があったのである。T氏は金融業に経験があったわけではなかったが、安全信組理事長の助けもあり、その経営手腕を発揮して東京協和信組を再建、この結果、1984年（昭和59年）5月、T氏は東京協和信組理事長に就任した²⁾。これより先、83年6月には、安全信組理事長が、T氏に東京協和信組の再建を依頼した際の理事長の長男であるS氏に代わった。S氏は会社員の傍ら78年に安全信組の非常勤理事となっていたが、80年に会社を退職して常勤理事となっていた。理事長就任時は35歳と若く、これ以降、T氏とS氏の親交は深まり、また事実上T氏がS氏に従えるような形となって、T氏はS氏を通じて安全信組にも影響力を持つことになる。T氏が

1) 『日本経済新聞』平成6年12月9日夕刊。

2) 後藤[1995]、210頁。

東京協和信組理事長に就任した後は、同信組はイ社を中心としたT氏関連企業との取引を急速に拡大していく。そして、安全信組も同様の傾向をみせることになる。

T氏の経営するイ社自体は、不動産会社であるとともに、T氏関連企業の持株会社的な性格を持つ。イ社は非公開であるが、傘下にあるコンピュータ周辺機器販売会社のイ、アイ、イは店頭公開しており、海運、リゾート開発事業会社のシーコムは東証二部上場企業である。1980年代以降のいわゆるバブル経済期からは、T氏は株式投資を通じてこれらイ社グループを形成すると共に、イ社を中心に、ホテルやゴルフ場の建設、オーストラリア、フィジーなどでの海外リゾート開発等に積極的な投資を行った。そして、これらの投資は専ら借入金によってまかなわれていた。

これを2信組が資金的に後援していたのはいうまでもない。2信組は、T氏の個人的関係によって組員以外から都市銀行よりも1パーセント程度高い利息で大口預金を集め、イ社を中心に融資していた。しかし信用組合は組合企業であり、員外取引は規制され、また同一企業へは自己資本の20パーセントまでしか融資できないという大口取引規制もある。この点で2信組の経営は明らかに異常な方向にあった。事実、監督権限を持つ東京都は、89年度について東京協和信組に対して「員外預金比率の改善」、安全信組に対して「大口取引依存体質からの早期脱出」を指導し、90年度には両信組に「特定グループに依存した経営姿勢の改善」を指導していた³⁾。その後、同様の指導が繰り返されたが、これらは破綻に至るまで事実上無視されることとなる。

さらに、2信組のみならず日本長期信用銀行(以下、長銀とする)もイ社グループへ積極的な融資を行っていた。同行は、東京協和信組の大口の出資者ともなった。しかしながら、バブ

ル経済の崩壊後、資金面で借入金に大きく依存していたイ社の経営は急速に悪化する。このため91年には長銀が第一次再建計画を策定し、イ社に役員を送り、自らの管理下に置いた⁴⁾。イ社は金利支払いの猶予を取引銀行団に要請し、92年7月には、三井、三菱、住友の各信託銀行と協調して利払いの全面停止を認めたが、この段階でイ社だけで270億円の経常赤字、467億円の債務超過に陥っており、グループ全体での借入金金は7,000億円に達するとされた⁵⁾。この状況を受けて、93年7月、長銀はイ社への融資を打ち切ることとしたのである⁶⁾。

この結果、2信組はイ社の資金調達先としての重要度が増すこととなる。2信組とイ社グループとの関係はいっそう強まり、それと共に2信組の経営は急速に悪化していく。93年8月、東京都は大蔵省関東財務局に協力を求めて2信組に対して合同特別検査を行う。10月に出たその結果は、日本銀行へも報告される⁷⁾。さらに都は、翌94年6月にも再び関東財務局と合同検査に入った。これらの結果、安全信組は93年度と94年度に、東京協和信組は94年度に、大口融資などを内容とした「法令違反の是正」を示達されている。94年3月末には、2信組合わせてわずか57件にすぎない10億円を越える大口貸出先が、金額的には全貸出金の75パーセントを占める状況になっていたのである⁸⁾。さらに2信組の貸出金の約半額にあたるそれぞれ約500億円

4) 『日本経済新聞』平成5年7月13日朝刊。長銀頭取(当時)の参議院予算委員会における参考人質疑によれば、92年6月段階で、長銀からイ社グループへは29人が出向していた(『日本経済新聞』平成7年3月17日朝刊)。98年6月に、長銀は事実上経営破綻して住友信託銀行と合併することを発表するが、その原因の1つとして、このイ社グループへの融資があった。

5) 『日本経済新聞』平成5年7月10日朝刊。

6) 『日本経済新聞』平成5年7月10日朝刊。

7) 当時の日銀総裁の参議院予算委員会での参考人質疑による(『日本経済新聞』平成7年3月17日朝刊)。

8) 『日本経済新聞』平成7年2月21日朝刊。

3) 『日本経済新聞』平成7年2月21日朝刊。

ずつ、計約1,000億円超がイ社グループに貸し出されていた。これは、明らかに大口融資規制に抵触する疑いがあった⁹⁾。

先の合同検査の結果を受けて、都は94年8月に信用組合担当参事のポストを新設して対応にあたることとした¹⁰⁾。しかし、この時点で都は2信組の自力再建は困難との結論を出しており、日本銀行へ伝えていた¹¹⁾。すなわち、監督官庁側では、これ以降、2信組の破綻処理方法を模索することになる。9月、東京都が2信組に経営改善指導を行う模様との報道がなされる¹²⁾。この報道以降、2信組からの預金流出が始まったとされる¹³⁾。かかる状況に、東京都は通常は年1回とされる検査をさらに秋にも行う方針を定めた旨報道されるが¹⁴⁾、現実には、2信組の処理案は11月終わりには固まり、日銀もこれを認めていたのであった¹⁵⁾。都は、2信組の不良債権が合わせて1,000億円を超えていることを踏まえ、12月8日、2信組に対して資産内容の健全化を図るよう業務改善命令を出したが、これに対して両信組は再建断念の報告を行った。これを受けて都は、日銀および市中銀行へ協力を要請した¹⁶⁾。

94年12月9日、日本銀行が市中銀行と共同で経営破綻した金融機関救済のための普通銀行を設立し、2信組がその最初の救済対象となることが報道された¹⁷⁾。同日、大蔵省、日本銀行、東京都がこれを正式に発表し、日本銀行は日本

銀行法第25条に基づいて信用秩序の維持の観点から200億円を出資することとなった¹⁸⁾。同条の発動は、1965年の山一証券に対する特別融資以来のことであった。以上を受けて、T氏、S氏の両理事長は辞任した。

95年1月13日、2信組救済のための普通銀行、東京共同銀行が設立された¹⁹⁾。2信組は2月13日、臨時総代会を開いて3月20日に東京共同銀行に事業を譲渡することを決め、同行は3月20日から営業を開始した。

2信組の新経営陣は、それぞれの前理事長を背任で告訴する方針を示し²⁰⁾、また警視庁も内偵捜査を始めた²¹⁾。2月27日、2信組の理事会は各々の前理事長を警視庁と東京地検特捜部に告訴した²²⁾。そして5月10日、東京地検特捜部は強制捜査に着手し²³⁾、6月27日にはT、Sの両前理事長と安全信組前専務理事ら計4人を逮捕するに至った。容疑は安全信組からの融資273億円にかかる背任である²⁴⁾。7月19日に前記3名が起訴され、これによって安全信組からの資金の流れについての捜査が終結する²⁵⁾。続いて捜査は東京協和信組分に移り、これについてT氏は8月21日に62億円の不正融資(背任)で再逮捕され²⁶⁾、9月11日に追起訴²⁷⁾、9月18日に12億6,000万円の不正融資(背任)で再逮捕²⁸⁾、10月9日に追起訴された²⁹⁾。なお11月6日には初公判が開かれ、ここでT氏、S氏らは当時は背任の意識なく融資を行ったと主張した³⁰⁾。

さて上記の展開の中で2信組の乱脈経営が明

9) 員外規制は中小企業等協同組合法によるが、現実には全信組平均で員外預金比率は27パーセントと、信用組合全体が違反している状態にあり、事実上形骸化していたといえる。たとえば、後に破綻するコスモ信用組合にあっては、員外比率が9割を越えていたとされる(『業法の研究』『日本経済新聞』平成7年9月11日朝刊)。

10) 『日本経済新聞』平成6年12月9日夕刊。

11) 『日本経済新聞』平成7年3月17日朝刊。

12) 『日本経済新聞』平成6年9月17日朝刊。

13) 『日本経済新聞』平成7年1月15日朝刊。

14) 『日本経済新聞』平成6年9月17日朝刊。

15) 『日本経済新聞』平成7年3月17日朝刊。

16) 『日本経済新聞』平成6年12月9日夕刊。

17) 『日本経済新聞』平成6年12月9日朝刊。

18) 『日本経済新聞』平成6年12月9日夕刊。

19) 『日本経済新聞』平成7年1月14日朝刊。

20) 『日本経済新聞』平成7年2月14日朝刊。

21) 『北海道新聞』平成7年2月16日夕刊。

22) 『日本経済新聞』平成7年2月28日朝刊。

23) 『日本経済新聞』平成7年5月10日夕刊。

24) 『日本経済新聞』平成7年6月27日夕刊。

25) 『日本経済新聞』平成7年7月19日朝刊。

26) 『日本経済新聞』平成7年8月22日夕刊。

27) 『日本経済新聞』平成7年9月12日朝刊。

28) 『日本経済新聞』平成7年9月18日夕刊。

29) 『日本経済新聞』平成7年10月10日朝刊。

30) 『日本経済新聞』平成7年11月6日朝刊。

らかになるにつれて、その処理の適否について都議会、国会で大きな議論となった。特に都議会では、東京共同銀行から切り離されて2信組から移管される不良債権を引き取る東京都信用組合協会内部設置の債権回収機関へ、300億円の低利融資を都が行うかどうかで紛糾し、結局、予定されていた知事の交代を待つことにして問題を先送りした³¹⁾。後に就任した青島新知事は、この融資をその選挙中の公約に従って行わないことを表明し、これが2信組の処理案に大きな影響を与えることになる。

また、国会では衆議院予算委員会でT氏、S氏を証人喚問するとともに³²⁾、長銀のH頭取と処理スキームを決めた当時の日銀前総裁を参考人招致した。T氏は東京協和信組を長銀が管理下に置き経営を把握していた旨主張したが、H頭取はこれを否定した。後の参議院予算委員会でのT氏及びH頭取の証人喚問においても同様の主張がなされ³³⁾、両者は東京協和信組の経営責任についてその立場を大きく異ならせている。

問題の展開は、政官界へも及んだ。これはT氏が広く政官界と交遊があったことによる。問題が広がる中で大口預金先、融資先等の各種資料の公表が求められるようになり、具体的な報道がなされる。まず、官界については、大蔵省の高級官僚との交際が問題となった。これはT氏が証人喚問の中で東京税関長を香港旅行に接待したことを認めたことから明らかになり、大蔵省は同氏とやはりT氏から接待を受けていた主計局次長の両名を訓告とするなどの処分を行った³⁴⁾。しかし、報道ではこの処分は甘いとして批判される。後に後者の主計局次長がT氏と事業の契約を結んでいたことが明らかとなって同氏は更迭され、同氏は辞職した³⁵⁾。その後、同

氏のイ、アイ、イ株取得、贈与税の申告漏れなども明らかとなって、大蔵大臣を含めた他の幹部の処分にも発展している。

政界についてもT氏と親交があったとされる複数の政治家の名が挙がったが、その中で問題化したのはY元労働大臣についてであった。すなわち、2信組の融資はT氏関連企業だけでなくY氏の関連企業にも多額の融資が行われており、やはり不良債権化していることが明らかとなったのである³⁶⁾。東京地検特捜部は、T氏、S氏への強制捜査に続いてY氏関連企業についても、2信組捜査の関連捜査として強制捜査を開始した³⁷⁾。このように当初の捜査はY氏を対象として行われたものではなかったが、Y氏の2信組の経営への関与および、不良債権化した2信組による融資が情実融資ではなかったかという点と、Y氏が理事を務めていた財団法人の基本財産が関連企業の融資の担保に流用されていたことが問題視されるに至ったのである。Y氏は衆議院予算委員会で証人喚問され³⁸⁾、これらの問題への自身の関与を否定した。しかし、95年11月、関連企業への安全信組からの融資のうち8億1,000万円は回収の見込みのないまま貸し付けられたものとして、Y氏の姉弟が背任の疑いで逮捕された³⁹⁾。なおこの際、T氏およびS氏も再逮捕されている。

かくて焦点は、この事件へのY氏自身の関与となる。東京地検はY氏を訴追する方向で検討に入り、在宅起訴の方針で出頭を求める。しかしY氏がこれに応じなかったため、国会議員であるY氏の逮捕許諾を国会に求めた上で、12月6日、同氏を逮捕した⁴⁰⁾。この際の罪状は背任である。その後、衆議院がY氏を議院証言法違反で告発したこともあり、背任の他に偽証(議

31) 『日本経済新聞』平成7年3月2日朝刊。

32) 『日本経済新聞』平成7年3月10日朝刊。

33) 『日本経済新聞』平成7年3月30日朝刊。

34) 『日本経済新聞』平成7年3月14日朝刊。*Financial Times*, March 14, 1995.

35) 『日本経済新聞』平成7年7月29日朝刊。

36) 『日本経済新聞』平成7年2月15日朝刊。

37) 『日本経済新聞』(北海道)平成7年5月11日朝刊、
『日本経済新聞』平成7年5月11日夕刊。

38) 『日本経済新聞』平成7年6月18日朝刊。

39) 『日本経済新聞』平成7年11月7日夕刊。

40) 『日本経済新聞』平成7年12月8日朝刊。

院証言法違反),そして詐欺についても一括起訴された⁴¹⁾。Y氏は公判で無罪を主張したものの、T氏はY氏関連融資の事実関係について認める状況にあった。かかる中で、Y氏と共に起訴されたY氏秘書および実弟らには一審で有罪判決が下されている⁴²⁾。

さて、2信組の営業を引き継いだ東京共同銀行は、不良債権部分を引き継がなかったにもかかわらずその後の債権回収は計画通り進まなかった。そして同行はその後経営破綻したコスモ信用組合の営業を引き継ぎ、さらに木津信用組合、大阪信用組合についてもその債権引継ぎ・回収機関とすることになり、かかる破綻金融機関の受け皿機関としての整理回収銀行に改組することが決まり、96年9月2日に設立された。整理回収銀行は東京共同銀行とは異なり、不良債権の回収機関となることとなった。同行はその後破綻した他の金融機関の不良債権回収にあたっているが、その回収は97年10月末で約15パーセントと進んでいない⁴³⁾。今後、阪和銀行や北海道拓殖銀行の債権回収も手がけることになることもあって、整理回収銀行の位置づけが再検討されている⁴⁴⁾。

17. 2 報道の論点

本事例の本質は、乱脈融資による融資の不良債権化、そのための信用組合の経営破綻にはかならない。しかし、前節でみたごとく、事件は多様な方向へ拡散し、多くの訴追者、処分者を出している。このため、報道の論点も多岐にわたっている。これは、本事例の経済事件、あるいは金融機関の経営破綻事例としての性格を結果として薄めることともなっている。

第一に、報道は2信組の破綻、東京共同銀行

の設立の際に集中している。

この報道は、いかにも唐突であった。それ以前には、確かにイ社と長銀との関係についての報道は散見され、あるいはイ社グループの経営悪化についてはわずかながらも報じられてはいたが、2信組についての報道は皆無であったといつてよい。そもそも特定地域の中小金融機関であり、全国にあまたある信用組合の1つであるから、この2信組の名称も、あるいはイ社やT氏についても、2信組の突然の破綻報道までは一般にはほとんど認識されていなかったと言つてよかろう。そのような2信組が、経営者のグループ企業への集中的融資の末に破綻し、しかもその処理に日銀法25条の発動を含む主要金融機関の拠出をもって新銀行を設立してあたるといふ、いわゆる「オールジャパン方式」のスキームが示されたのである。

またこれは、金融機関は破綻しないという日本人の「常識」を覆した点でもショッキングであった。この金融機関に対する常識は、信頼感の表れでもあった。すなわち、金融機関は大衆の預金を運用する公的な立場にあり、従って行政に守られ、監督されており、安定的に経営されているという、漠然とした、しかし金融機関にとっては重要な大衆の信頼感である。しかし、本事例はそれをまったく覆すものであった。

イ社の経営者であるT氏が、自分の意のままに信組から自社関連企業に融資させ、結果として信組が破綻したという状況に、報道はイ社と2信組の関係、2信組のT氏による私物化という点から大きく報道している。そして、当然ながら経営者責任論が展開されている。

さらに、2信組が高利息によって大口預金者を集めていたこと、そして上記の処理スキームによりそれら預金が全額保護されることになったことから、高利がゆえに預金した預金者の預金者責任についても指摘された。この点は、これまでの金融機関の不正事例にあってあまり見られなかった論調である。

金融機関に対する信頼感の背景には、先述の

41)『日本経済新聞』平成8年4月18日朝刊。

42)『日本経済新聞』平成8年7月17日朝刊、9月27日朝刊。

43)『毎日新聞』平成10年1月1日朝刊。

44)「どうなる公的資金(5)」『日本経済新聞』平成9年12月9日朝刊。

ように行政当局の監理が行き届いていると考えられていたこともあったと考えられるが、この点で、報道は行政当局の批判も行っている。信用組合の直接の監督責任は単一都道府県に事業が展開されている場合には当該都道府県にあり、従って本事例の場合は東京都にある⁴⁵⁾。このため東京都の検査体制への批判と共に⁴⁶⁾、処理に関連して都の低利融資が都知事選と絡んで凍結されたことも都の無責任さの表れとして批判の対象となっている。すなわちこの問題は、乱脈経営の金融機関に公的資金を投入することの是非、それを都が拒否することによる処理スキーム全体への影響という2点から報道されている。

実際には、東邦相互銀行の破綻処理の際に、預金保険機構は資金援助制度創設後初の80億円の貸付を行っており⁴⁷⁾、また、イトマン関連融資の末に破綻した大阪府民信組の処理にあたっては、救済合併した信組大阪弘容に対して、預金保険機構から199億円の贈与、大阪府も低利融資によって収益支援を行っている⁴⁸⁾。したがっ

て、公的資金による支援の例は2信組が初めてではないが、金融機関が破綻して公的資金が投入されることがあるという事実は、本事例によって初めて広く認識されたように思われる。そしてこの公的資金投入の問題は、その後引き続き金融機関の破綻処理にも大きな影響を与えることになる。

さらに、上記の処理策に直接の監督責任のない日銀、大蔵省も、破綻処理に大きく関わり、また東京都から依頼されて大蔵省も2信組の検査に加わってきたことから、問題は金融界全体のことで受けとめられ、これらの機関も批判の対象となっている。特に大蔵省については、先述の幹部官僚とT氏との関係もあり、その姿勢を批判されることになる。

既述のように、東京共同銀行は整理回収銀行に改組され、破綻金融機関の不良債権の回収を行う機関となる。これは、アメリカの貯蓄貸付組合(S&L)の破綻に際し、その不良債権回収機関となった整理信託公社(RTC)としばしば比較されることとなった。また、本事例後に処理された住宅金融専門会社(住専)の処理とも関連して報じられた。すなわち、事業会社である住専の処理にあたっては、住宅金融債権管理機構(住管機構)が設置され、ここに公的資金が投入された上で、同機構が不良債権の回収にあっている。この点で同機構と整理回収銀行の役割は同じであり、またどちらも預金保険機構の下にある。これら機関での債権回収が予定通りに進まなかった場合の損失、いわゆる2次損失が発生した場合には、預金保険機構に公的資金が投入されることになる。すなわち、複雑でわかりにくくなっているが、結果としてはRTCに公的資金が直接投入されて債権回収が図られたのと同様の枠組みになっており、公的資金投入の額は、住管機構と整理回収銀行の不良債権回収状況如何に関わっているのである。2信組の事例は、その破綻以降の金融機関の破綻も相まって、このような、金融全体の健全性回復、不良債権処理、公的資金投入の可否

45) もともと信用組合は、昭和24年制定の中小企業等協同組合法によって従来の市街地信用組合等が統一され、大蔵省の監督下で始まった。同法は4種類の組合を規定しているが、このうち信用協同組合は金融を主たる事業とするもので、これがいわゆる信用組合と呼ばれるものである。しかし昭和26年の信用金庫法の制定に伴い、信用金庫に改組せず信用組合として存続する場合の監督権限は、国の機関委任事務として都道府県に移されることとなった。この場合も、事業範囲が複数都道府県にまたがる信用組合の監督は大蔵省のままとされたが、該当する信用組合はほぼ信用金庫に移行したため、現実に大蔵省が監督する信用組合はこの改正時点で3組合にすぎず、これも後に事業範囲の縮小により減少している。したがって、現実にはほぼすべての信用組合の監督は都道府県に委ねられたことになる。信用金庫移行後に信用組合として残った組合は72組合であったが、その後各都道府県の政策もあって急速に数を増やすことになる。なお、昭和28年には勤労者信用組合が労働金庫へ改組されている(井上・高木[1986], 13-20頁)。

46) 『毎日新聞』平成7年7月2日朝刊。

47) 後藤[1995], 198頁。

48) 吉見[1996c], 81-82頁。

と方法といった広範な議論に発展していった。

論点の第二は、2信組問題と政官界との関わりである。この点は、2信組の破綻という事例の本質からすれば派生問題であるが、報道はいずれも大きく扱っている。まず、官界については、大蔵省幹部が前節に述べたごとく処分の対象となった。信用組合が大蔵省の監督下にはないこともあり、これらは結果として内部処分止まり、刑事事件とはなっていない。政界については、数人の政治家が組上に載ったものの事件に発展したのはY元労関連のもののみである。

論点の第三は、信用組合の経営全体への疑問である。すなわち、2信組の破綻に直面して、他にも同様の経営問題を抱える信用組合があるとの指摘があり、また信用組合という経営形態そのもの、信用組合への監督体制について大きく報道された。実際のところ、この後信用組合の破綻が続く。この中で、信用組合の経営、あるいはその監督体制に問題があるという認識はより深まることになる。そして前者についてはディスクロージャーの問題、理事の兼職の問題、後者については都道府県の検査体制の問題、外部監査導入の可能性が注目されたのである。ここでは、同じく協同組合形態である信用金庫もあわせて議論された傾向があり、後述のように改善策も同時に策定されることとなる。

17. 3 監査および監査人との関係

本事例に関して、広く経営のチェックという意味で言えば、報道上最も注目されたのは都道府県などの監督機関のチェック態勢についてである。一般には、およそ金融機関は大蔵省に監督されているものと考えられやすいが、現実には信用組合の監督責任は主として都道府県にあることが、本事例によって初めて広く知られたと言ってよかろう。ところが、現実にはその監督体制はきわめて不十分であり、乱脈経営を放置したと批判された⁴⁹⁾。しかし、第1節でみたごとく、現実には東京都は2信組の経営悪化の

状況をかなり早期に把握していたようであり、適宜指導等もなしている。しかし問題はそれが2信組に対して何ら効力を持たなかったこと、そのような問題があるという情報が、預金者はもちろん結局は影響を受けた日本銀行等の関連監督機関へすら、かなり後になるまで伝わらなかったことである。これらを総合すれば、確かに都道府県の金融検査体制に問題があるということになる。しかし、都道府県にとってはこれはむしろ手に余る問題との意識もあり⁵⁰⁾、特に信用組合の大型破綻を抱えた東京都、大阪府は国の機関委任事務である信用組合の監督権限を国に返上したい意向を示した⁵¹⁾。

他に会計に関連する点で言えば、ディスクロージャーに注目が集まった事例であった。すなわち、信用組合の場合、不良債権が開示されることもなく、一般預金者からは経営情報がわかりにくい状態にある。預金者責任論を今後展開する上でも、ディスクロージャーをいかに進めるかが大きな注目点となっている。

このように、報道の範囲を2信組の経営破綻そのものに限れば、2信組の監査および監査人に関連した報道はほとんどない。すなわち2信組の経営のチェックはあくまで監督官庁の責任であったという論調である。しかしながら、信用組合に監査制度がないのかといえばそうではない。信用組合は組合企業であり、株式会社の監査役にあたる監事が設けられている。もちろん、2信組にあっても監事が置かれ、従って監事による監査が行われていたことになる。本事例のように、規則に違反して特定の融資先に集中した融資、組合員外からの多額の預金獲得など、明らかに問題のある経営を監事監査によってチェックできなかったことは本来きわめて大きな問題である。

さて本事例について監査の点から見たとき、

49)『朝日新聞』平成7年5月14日朝刊。

50)『日本経済新聞』平成7年10月8日朝刊。

51)『日本経済新聞』平成7年8月26日朝刊、平成9年4月15日朝刊。

その難しさは不良債権にある。すなわち、本事例のようにその預金獲得や融資先、あるいは担保評価に問題があったとしても、財務諸表上は預金と貸出がきちんと計上される。すなわち、その限りではいわゆる粉飾経理ではないということになる。蛇足ながら、もちろん不良債権があることそれ自体は粉飾経理ではない。それが何らかの方法で隠匿されることが問題なのである。そもそも、商品が「現金」である金融業は、在庫評価や売上の水増しによって粉飾経理を行う要素は少ない。問題は、計上された資産たる「債権」の中身である。債権の回収可能性に疑問がある場合、これを償却するかあるいは相当の引当金を計上する必要がある。しかしこれを避けようと引当金の計上をなさなかったり、あるいは過少に計上し、債権の回収可能性を甘く見積もるなどすれば、財務諸表の適正性に疑問が生じる。たとえば債権額そのものが水増しされていなくとも、その内容のうちの正常債権額の割合が多く見積もられることが問題なのである。また、利払いが滞って不良債権とみなされるのを避けるためになされるいわゆる「追い貸し」も現実にはさらに不良債権を増すだけでなく、それによって計上される受取利息も「架空売上」に近い性格を持つ。

東京協和信組も、イ社関連企業であるゴルフ場開発会社の「武秀」と「恒益」、ホテル経営会社の「宝珠」に対し、93年以降利息分の追い貸しを行い、同信組はこれによって延滞分の利息を回収して収益計上していたという⁵²⁾。また場合によっては、不良債権自体を他の企業に移転するなどの処理が行われる可能性もある。本事例にあっては不明であるが、本事例後に処理が行われた住宅金融専門会社は、その母体となった銀行の不良債権の移転先として利用された結果、破綻した傾向がある。あるいは97年に破綻した山一証券では、含み損を抱えた有価証券を、社外企業間で転売させるいわゆる「飛ばし」に

よって損失が財務諸表上に表れることを防いでいた⁵³⁾。

さて問題は、これらがいわゆる粉飾経理といえるのかどうかである。この点で想起されるのは、業態はまったく異なるがアイベックの事例である⁵⁴⁾。結果としてこの事例は粉飾経理とされたものの、その難しさはアイベック本体のみをみたときにその資金的な流れは正常に見えたことである。上記のような金融機関の経理操作は、やはり資金の流れは現実に存在するものであり、その意味で「架空」ではない。しかしアイベックの場合がそうであったように、これはやはり形を変えた粉飾経理であり、あるいはそのように表現するのが適切でなければ、不正経理であると考えねばならない⁵⁵⁾。本事例にあって粉飾経理との指摘は報道上ほとんどみられない。これは、まさにその判断の難しさを示しているとともに、信用組合である本事例ではそもそも有価証券報告書虚偽記載等の罪状には問えないことも、報道へ影響を与えているのであろう。しかし、都は2信組の『『経理基準の逸脱』で粉飾決算と認定』しており⁵⁶⁾、会計的にも本事例を積極的に粉飾経理事例と考えるべきである。

そのとき、これを監査する立場から考えるとかかる不正経理を監査するのは相当に難しいことになる。債権が正常か不良か、追い貸しとそれによる受取利息計上はないか、外部への不良資産の移転はないか、担保価値の評価は十分か、等々、いずれもたいへん手間のかかる手続を含まざるを得ず、難しい判断も行わねばならない。たとえば、債権が不良か否かの判断は極めて難しい⁵⁷⁾。これは一般的には、監督官庁の

53) 大和銀行でも、ニューヨーク支店の損失をケイマン島へ「飛ばし」ている(吉見[1997c], 156頁)。

54) 吉見[1996d]。

55) 先の2信組の追い貸しの例については、報道は「粉飾決算の疑いも浮上」と表現している(『日本経済新聞』平成7年3月1日朝刊)。

56) 後藤[1995], 214頁。

57) この点は、イトマンの項でも検討している(吉見[1996c], 83頁)。

52) 『日本経済新聞』平成7年3月1日朝刊。

検査で査定される不良債権の分類が利用されてきたと考えられる。しかしながら2信組の事例では、検査を行った都の不良債権の分類が比較的甘かった。本事例で背任罪の対象となった、すなわち回収の見込みなく貸し付けられた融資とされた債権が、都の分類では半額程度の回収が可能とする第三分類に入っていたことが指摘されている⁵⁸⁾。先述のごとく都自身がその検査体制の不備を認めているように、そもそも都に不良債権の判別を行うだけの能力があったのかどうか疑わしい。このような中では本来都の不良債権の分類は信頼できるものとは考えにくい。またそもそも、会計監査を行う監査人の立場からは、監督官庁とは別個の債権についての判断があつてしかるべきである。

かかる監査を行うべき監査人は、現行制度を前提にすれば信用組合の監事であつた。しかしながら、2信組の事例についてその監事監査に関しては報道上まったく言及はない。これは、その存在自体が無視されていたということであろう。結果を見れば少なくとも2信組の場合、上記のような点で監事によって十分な会計監査はなされていなかったと考えるべきである。また、業務監査という点から、特定融資先への集中の防止などに監事が力を発揮できれば問題の展開は違っていたかもしれない⁵⁹⁾。このことがたいへん困難なことは事実であるが、こと金融機関である以上、信用組合の監事にはかかるス

表1 戦後の主な金融機関の破綻事例(1985年まで)

年	破綻金融機関名	業 態	譲渡・合併先	備 考
1945	日本貯蓄銀行	貯蓄銀行	協和銀行	普通銀行転換
48	鳥取貯蓄銀行	貯蓄銀行	因伯銀行	普通銀行転換
49	青森貯蓄銀行	貯蓄銀行	青和銀行	普通銀行転換
54	京都公司信金	信用金庫	福徳相銀	
	横浜市復興信金	"	横浜信金	
	柿本寺信金	"	鹿児島信金	
55	ときわ相銀	相互銀行		相銀相互保障による融資で救済
	第一相銀	"		"
56	八代信金	信用金庫	西日本相銀	解散
	大黒信組	信用組合		"
	商工貯蓄信組	"		"
	生野信組	"		"
	昌栄信組	"		"
	文化信組	"		"
	三和相銀	相互銀行		相銀相互保障による融資で救済
58	大阪信組	信用組合	褒徳信組	褒徳信組は後にホウトク信組、大阪信組と改名
59	東都信金	信用金庫	城南信金	
60	都信金	"	芝信金	
	大栄信組	信用組合	大阪商業信組	
61	京栄信金	信用金庫	京都信金	
	商都信組	信用組合	北摂信組	
64	不動信金	信用金庫		解散
65	山一証券	証券会社		日銀特融により救済
69	長崎中央信組	信用組合	一部を三菱長崎造船所信組	解散
71	川崎信金	信用金庫		解散
	西京都信金	"	京都信金	
	中津商工信組	信用組合	大分県信組	
	恵那信金	信用金庫	岐阜信金	
	東京不動産信金	"	城南信金	
72	福岡県第一信組	信用組合	福岡相銀	
73	深川信組	"	大生相銀	
	北摂信組	"	弘容信組	
	不動信組	"	一部を東海銀	解散
77	赤羽信組	"	大生相銀	
	第一信組	"	金沢信金	
78	石川県商工信組	"	金沢信金	
79	大光相銀	相互銀行		相銀相互保障による融資で救済
	富国信組	信用組合	木津信組	
83	東京昼夜信組	"	東都信組	東都信組は後のコスモ信組
84	実業信組	"	ホウトク信組	

注) 後藤[1995]などにより作成。

58) 『毎日新聞』平成7年7月2日朝刊。

59) 監事がその権限を行使した事例もある。信用組合福岡商銀では、不良債権化した融資を隠すために、元幹部が電算機を操作して当該融資の利息返済が行われているように経理操作していた。これを監事が監査で発見し理事会で報告、監事は理事長の辞任を求め、辞任しない場合は告訴すると通告した。この結果、同理事長は辞任している(『毎日新聞(西部)』平成9年5月23日朝刊)。この事例は組合内での経理操作であり、受取利息の架空計上という明らかな不正経理であつてここまで述べたものとは多少状況は異なるが、本来監事にはこのようになりの権限が与えられているのである。

キル、力量を有する者をあてる必要がある。

17. 4 本事例の特徴とその後の対応

本事例の特徴としては大きくは以下の2点にまとめられよう。

- ①一連の金融機関破綻および処理の嚆矢となったこと
- ②外部監査としての公認会計士監査に期待が見られたこと
- ③監事監査にも充実がみられたこと

①についていえば、本事例をあたかも契機としたように金融機関の破綻が続くことになる。本事例は、東京共同銀行の設立、さらに不良債権回収機関としての整理回収銀行への改組、そしてその中で日本銀行が金融秩序維持のために積極的な役割を果たすという、金融機関破綻への対処の方法を方向づけた事例といえる。

もちろん、我が国における金融機関の破綻事例はこれが初めてではない。表1にあるように、戦後直後から、多くの金融機関が破綻してきている。本事例研究にあってはかかる事例の1つとしてすでに平和相互銀行を扱っている⁶⁰⁾。これは2信組の事例と同じく、経営者の関連企業に不正な融資を行った結果これが不良債権化し、他銀行への吸収合併という形で処理が図られたものであった。その後も2信組破綻に至るまで、金融機関の破綻はいくつか生じていた。しかしその数は必ずしも多くはなく、むしろ特殊な事例として受けとめられていた傾向がある。2信組についてもその意味では乱脈経営の特殊な例と捉えられてもよさそうであるが、そのようにはみなされなかった。それは、バブル経済の崩壊後、国民が金融機関の経営のありかたに疑問を持ち始めた中で生じた事例であり、あるいは他の金融機関も同様の問題を抱えているのではないかとの見方がされていたからである。事実、2信組の破綻の後には、従来になく多くの金融機関が短期間に破綻処理を行うこととなった。

表2は、2信組前後の破綻事例をまとめたものである⁶¹⁾。ここで留意しなければならないことは、破綻に至った理由はおしなべて不良債権によるのであるが、その生じた事由は様々であるということである。すなわち、バブル経済期を経ていずれの金融機関も少なからず不良債権を抱えるに至った。多くの破綻金融機関は、通常の経営判断の結果、多額の不良債権を抱えたものであって、その限りでは経営の稚拙さは批判されようとも犯罪ではない。しかし、中には2信組のごとく、経営者の背任が認定され、刑事事件となったものもある⁶²⁾。すなわち、犯罪行為の結果破綻した金融機関もあれば、そうでないものもあるということである。しかしながら、いずれにせよその不良債権には、前節で指摘したような粉飾経理的な会計処理の結果生まれた部分を含む可能性が高い。加えて特に信用組合、信用金庫のような小規模金融機関では、その不良債権の開示がほとんどなされていなかったことは否めない。したがって、不良債権についての監査の問題は、前節で指摘した点が破綻金融機関について共通して問題になるものと思われる。

また、特に2信組以降、信用組合および信用金庫のような組合企業形態をとる小規模金融機関は、積極的な合併を行って規模の拡大を行い、経営基盤の強化を図った。その中には、事実上体力の弱った金融機関を破綻前に予防的に救済したと考えられる合併も多く含まれているのであるが、かかる小規模金融機関の合従連衡の積極化は、むしろ個別の金融機関の経営悪化の状況を表面化しにくくしている。すなわち、優良金融機関同士の規模の拡大を目的とした合併もいわゆる救済合併も、「対等合併」として同列

61) バブル経済期の影響を受けた破綻可否かを区分するのは困難であるが、ここでは1つのメルクマールとして、1986年に破綻処理された平和相互銀行の事例の前後で表を区分した。

62) あるいは、親和銀行の事例のごとく、破綻事例ではないが経営者が背任で検挙された事例もある(『日本経済新聞』平成10年5月30日朝刊)。

60) 吉見[1996b]。

表2 金融機関の破綻事例（1986年以降1998年5月まで）

年月	破綻金融機関名	業 態	所在地	譲渡・合併先	刑事責任追及	備 考
86. 1	平和相互銀行	相互銀行	東京	住友銀行	○	
91. 10	三和信金	信用金庫	東京	東海銀行		
"	大阪復興信組	信用組合	大阪	近畿銀行		
92. 1	東洋信金	"	大阪	三和銀行ほか18信金		
92. 4	東邦相互銀行	相互銀行（※備考）	愛媛	伊予銀行		東邦相銀は第二地銀に未転換
93. 3	いちば信組	信用組合	東京	東京食品信組		
93. 10	金石信金	信用金庫	岩手	岩手銀行など6金融機関		
93. 11	大阪府民信組	信用組合	大阪	信組大阪弘容	○	
94. 10	松浦信組	"	佐賀	佐賀銀行		
"	日本信託銀行	信託銀行	東京	三菱銀行（※備考）		子会社化
95. 3	岐阜商銀	信用組合	岐阜	関西興銀		
"	東京協和信組	"	東京	東京共同銀行	○	銀行に改組、移管
"	安全信組	"	"	"	○	"
95. 7	コスモ信組	"	"	"	○	
"	友愛信組	"	神奈川	神奈川県労働金庫		
95. 8	兵庫銀行	第二地方銀行	兵庫	みどり銀行		新銀行に移管
"	木津信組	信用組合	"	整理回収銀行	○	整理回収銀行は、東京共同銀行を改組したもの
95. 12	大阪信組	"	大阪	東海銀行	○	整理回収銀行による民事訴訟あり
96. 3	太平洋銀行	第二地方銀行	東京	わかしお銀行		新銀行に移管
"	浅草信金	信用金庫	"	朝日信金		
"	青森信金	"	青森	北奥羽信金		
"	福山信金	"	広島	鞆信金		
"	行橋信金	"	福岡	北九州八幡信金		
96. 4	能代信金	"	秋田	大曲信金		合併後、秋田ふれあい信金
96. 8	福井県第一信組	信用組合	福井	福井銀行		
96. 9	武蔵野信金	信用金庫	東京	王子信金等6信金		
96. 11	山陽信組	信用組合	兵庫	淡陽信組		
"	けんみん大和信組	"	"	"		
"	三福信組	"	大阪	整理回収銀行	△	△は整理回収銀行による民事訴訟
"	阪和銀行	第二地方銀行	和歌山	紀伊預金管理銀行	○	新銀行に移管
97. 3	三和信金	信用金庫	大阪	大阪信金		
"	大阪産業信金	"	"	八光信金		
"	大阪中央信金	"	"	大阪市信金		
97. 4	東海信組	信用組合	岐阜	大垣共立銀行	○	
"	土岐信組	"	"	十六銀行		
"	北九州信組	"	福岡	福岡銀行		
"	神奈川県信組	"	神奈川	横浜銀行		
97. 5	田辺信組	"	大阪	さくら銀行		
"	朝銀大阪信組	"	"	朝銀近畿信組		
"	信組けんしん	"	群馬	かみつけ信組		
97. 10	静岡商銀信組	"	静岡	横浜商銀信組		
"	箱根信金	信用金庫	神奈川	さがみ信金		
"	京都共栄銀行	第二地方銀行	京都	幸福銀行		
97. 11	阪神労働信組	信用組合	兵庫	兵庫県信組		
"	北海道拓殖銀行	都市銀行	北海道	北洋銀行、中央信託銀行等		
"	徳陽シティ銀行	第二地方銀行	宮城	仙台銀行等		

98. 3	品川信組	信用組合	東京	大東京信組		
"	東興信組	"	"	永代信組		
"	西南信組	"	"	住友銀行		
"	豊信組	"	"	池袋信組		
"	通信信組	"	"	第一勧業信組		
"	豊栄信組	"	"	都民信組		
"	長岡信組	"	新潟	北越銀行		
"	真庭信組	"	岡山	岡山県信組		
"	和歌山県商工信組	"	和歌山	紀陽銀行		
98. 5	奈良信組	"	奈良	南都銀行		
"	相模原信組	"	神奈川	八千代銀行		
"	神奈川商工信組	"	"	川崎信金		
"	湘南信組	"	"	厚木信組		
"	信組山口商銀	"	山口	広島商銀信組		
"	島根商銀信組	"	島根	"		
"	北海商銀信組	"	北海道	信組東北商銀 (仮称)		東北 5 商銀合併で受け皿信組
"	信組福岡商銀	"	福岡	九州商銀信組 (仮称)		九州 4 商銀合併で受け皿信組
"	みどり銀行	銀行	兵庫	阪神銀行		旧兵庫銀行の再破綻
"	西武信組	信用組合	埼玉	あさひ銀行		

注) 平和相互銀行以降の事例で、当該金融機関の表明にかかわらず、報道上、破綻処理ないしは経営悪化による救済合併とされているものを抽出。なお近年の事例では、上記の譲渡先「整理回収銀行」以外の事例でも、不良債権のみを預金保険機構に移管し整理回収銀行が回収するものも多く見られる。表には農業協同組合、証券会社、保険会社の事例を含まない。年月は原則として処理がなされた時点であるが、近年のものは処理スキームの公表時としている。

に扱うことで破綻した金融機関の顕在化を防ぎ、あるいはその経営者、監査人の責任をわかりにくくしているのである。逆説的ではあるが、2信組破綻を契機にできあがった破綻金融機関処理のスキームがかかる救済合併を容易にし、破綻ないし不正経理の潜在化を招いたといえよう。そして「対等合併」が多くなるにつれ、報道上もさして大きく扱われなくなり、個別の小規模金融機関の経営悪化は、今や地元を別にすれば何ら衝撃とは受けとめられなくなっている。いずれにせよ、合併によって規模の拡大と経営の安定を図り、信用組合、信用金庫の再編を行うという動きは今後も続くものと思われる⁶³⁾。

さて、このような歴史的経緯を俯瞰すると、社会的に大きな影響を与えた戦後の金融機関の

大型不正事例は、おおよそ銀行から信用金庫、信用組合へ、すなわちより規模が小さいはずの金融機関へと展開してきたことがわかる⁶⁴⁾。反面、その舞台はよりグローバル化しており、たとえば2信組からイ社グループへの融資は、海外リゾート事業へ投資されていたのであった。

より小規模の金融機関への不正事例の展開は、より経営チェックの甘い金融機関への展開でもある。端的にはそれは、大蔵省検査、日銀考査のある金融機関からそれが無い機関への展開であり、公認会計士監査のある金融機関からそれが無い金融機関への展開であった。

大光相互銀行、平和相互銀行の事例でみたように、これら銀行の不正事例ではおしなべて検

63) さらに、信用組合の「第2信用金庫」化(『日本経済新聞』平成8年3月18日朝刊)、大規模信用組合の信用金庫ないし銀行への転換(『日本経済新聞』平成7年9月5日朝刊)、信用金庫の銀行転換の主張もある。もっとも、信用金庫は英文ではすでに bank を名乗っている。

64) この表現は厳密には正確でない。本来「小規模」であったはずの金融機関が、バブル期を経て銀行並に大型化し、その結果として社会全体に影響を与えるほどの破綻に至ったからである。実際、表1にあるように戦後かなりの数の信用組合、信用金庫が破綻に至っているが、その多くは小規模であり、社会的に大きな影響を与えるような事例ではなかったのである。

査権限のある大蔵省、そして考査を行う日銀のありかたが批判されてきた⁶⁵⁾。この点では、2信組の事例でも同様であるが、過去の不正事例をもとに大蔵省検査も改善されてきているのは事実であった。しかし信用組合の場合は基本的には大蔵省検査の対象外であり、日銀の考査の対象でもない。しかも都道府県の検査はそのスキルについて疑問の大きいものであった。先述のように、都道府県の中には監督権限を国に返上したい意向を持つものも出る中で、地方分権の方針に逆行するこの動きへ反対する意見もあった。しかし97年12月には、総務庁が金融検査体制についての行政監察結果を公表し、この中で都道府県の検査体制が不十分であることを指摘している⁶⁶⁾。このような紆余曲折の末、地方分権推進計画において、国の機関委任事務を地方自治体へ移管する中で例外的に信用組合の監督権限を国（金融監督庁）へ移すことが固まる⁶⁷⁾。なお、かかる行政側の動きの他に、業界団体である全国信用組合中央協会もその監査機構を強化している⁶⁸⁾。あるいは本事例でもみられた金融機関と大蔵省との関係、特に大蔵省職員と金融機関関係者との関係は、その後山一証券の破綻事例等を経て、97年から98年にかけて日銀と共に「接待汚職」として糾弾されることになる。本事例は、この点でもその嚆矢であった。

このような中で、②にあるごとく、信用組合の経営チェックにあたって公認会計士が期待されたことは特筆すべきことである。大光相互銀行の事例でも、平和相互銀行の事例でも、これらに公認会計士監査が行われていたにも関わらず、公認会計士への批判は少なかった。これは、裏返せば経営チェックにおける公認会計士の役割がさして期待されていなかったことを意味する。もっとも、銀行と異なり信用金庫や信用組合には公認会計士監査が義務づけられておらず、

2信組の場合にも公認会計士監査は行われていないから、公認会計士が批判されるはずもない。しかしここで監事監査が有効に機能していなかった以上、本事例にあって、ひいては信用組合における監査の不備、あるいは欠如は明白であった。

その結果議論されたのが、これら組合組織の金融機関に公認会計士監査を導入すべきとするものである⁶⁹⁾。具体的には、金融制度調査会においてこの方向が検討されることになる⁷⁰⁾。このようにいわば対策として公認会計士による監査が想起されたことには、前記2銀行の事例から考えれば大きな意味があるといえる。すなわちこれは、乱脈経営や経営破綻が防げなかったのは監査が欠如していたからという認識であり、つまりは監査と公認会計士への期待の表れであるからである。

実はこの傾向は2信組破綻以前にもないわけではなかった。すなわち信用金庫については、東洋信用金庫の破綻の後、公認会計士監査の導入が議論されている⁷¹⁾。そして一部信用金庫では実際に導入してきた⁷²⁾。しかし結果としては、2信組破綻を受けて95年6月に、「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」（以下、金融機関健全性確保法とする）が制定され、ここで信用金庫は信用組合と合わせて、一定規模以上のものについて公認会計士監査（金融機関健全性確保法では、会計監査人と呼ぶ）が導入されることになったのである⁷³⁾。

69) 『日本経済新聞』平成7年2月24日朝刊。

70) 『読売新聞』（東京）平成7年5月16日朝刊、『産経新聞』平成7年8月20日朝刊。

71) 『日本経済新聞』平成4年2月16日朝刊。

72) 八光信用金庫（大阪）は82年以来、太田昭和監査法人の監査を受けている（『日経金融新聞』平成9年3月24日）。

73) ここで一定規模以上とは、預金量2,000億円以上の信用金庫、預金量2,000億円以上で員外預金比率15パーセント以上の信用組合を指す。なお、これらは99年3月期決算から適用されるが、預金量5,000億円以上の信用金庫の場合は98年3月期からとなる。また、

65) 吉見[1995]、吉見[1996b]。

66) 『日本経済新聞』平成9年12月21日朝刊。

67) 『日本経済新聞』平成10年5月25日朝刊。

68) 『日経金融新聞』平成7年3月14日。

さて、公認会計士の立場からは、この新たな監査市場は2つの点で問題がある。第一に、金融機関の監査はそれ自体難しい監査であるということである。すなわちまず、前節でみたごとく債権の監査、特に不良債権の監査が困難であることがある。公認会計士、特に大手監査法人は、すでに銀行の監査によって金融機関の監査の経験を持っているとはいえるものの、その難しさはしばしば吐露されるところである。金融機関の破綻は、総じて不良債権を抱えたため資金回収ができず、あるいはこれに預金の流出が複合して、資金ショートを起こすことで生じる。現実には、そのようになることが確実にあった時点で、何らかの処理策が検討されてきた。その意味では、債権の管理がきわめて重要であり、金融機関のディスクロージャーを言う場合、不

良債権のディスクロージャーが重要性を持つことになる。

債権の監査を行うということは、融資先のリスクを監査しなければならないということである。個別の債権についてこれを行うとなればきわめて煩雑な手続とならざるを得ない。しかも、不良債権の監査は以下の2つの面でも監査人にとって重大である。まず、前節で述べたごとく不良債権を優良債権としている財務諸表は、粉飾経理とみなされる可能性があることであり、債権に関する監査人の判断如何によっては、直接的に監査人の責任が問われやすい。また、不良債権の額が金融機関の存続可能性に直結する以上、不良債権の監査は、当該金融機関の存続可能性の監査に直結する可能性があることである⁷⁴⁾。

第二に、内部統制リスクが問題になる可能性が高い。上記のように、監査対象は比較的大規模の信用金庫、信用組合になったとはいえ、組合企業はもともと小規模組織を想定したものであり、組織構造も比較的単純である。特に信用組合は個人企業に近い経営を行っている場合も多く、内部統制リスクは大きい可能性がある。これはすなわち、内部統制組織の確認に依拠した監査が困難である可能性が高いということであり、公認会計士にとっては問題のある、コストも手間もかかるクライアントとなる可能性が高いということにはかならない。

しかもこれは第一点と関連する。すなわち、金融機関健全性確保法が導入する早期是正措置により、金融機関は債権を自身の基準によって自己査定しなければならない。つまり、この自己査定基準の適否が債権の良不良を決めることになる。監査人にとっては自己査定基準の適否、

この法律によって、一定規模以上の労働金庫および農林中央金庫にもあわせて公認会計士監査が導入された。現実には、96年3月末段階で預金5,000億円以上の信用金庫は44、同2,000億円以上は138、96年9月末段階で預金2,000億円以上の信用組合は25とされ、366組合ある信用組合のうち公認会計士監査の対象になるものはその1割に満たないことになる(『朝日新聞』平成8年4月6日朝刊、『産経新聞(大阪)』平成8年6月27日朝刊、『読売新聞(東京)』平成9年1月9日朝刊。なお上記の対象組合数等は、時期の違いなどにより新聞によって多少のずれがみられる)。このように、実際には銀行に近い大規模信用金庫、信用組合等のみ公認会計士監査が導入されることになったわけであるが、それには小規模信用組合の場合、監査法人への監査報酬が組合の業務利益に比して多額になりすぎる可能性があることもあったと考えられる(濱田[1996]、27頁)。しかし、中ノ郷信用組合(東京)や飛騨信用組合(岐阜)のように、中小規模の信用組合でも、任意に公認会計士監査を導入する動きも出ている(『日本経済新聞』平成7年12月18日朝刊、平成9年5月10日朝刊)。また、近年経営不振の信用金庫、信用組合の救済ないし、規模拡大のための合併が急速に進んでおり、結果として銀行並の規模を持つ信用組合等が増えてきている。このことは、公認会計士監査の対象となる信用組合等が今後むしろ増えるであろうことを意味している。

74) アメリカのS & Lの破綻では、損害賠償請求訴訟によって担当会計事務所であったアーンスト&ヤングが4億ドル、デロイト・トウシュが3億ドルを支払っている(『揺らぐ会計監査(下)』『日本経済新聞』平成9年12月27日朝刊)。

運用状況をチェックする必要があるが、これが内部統制組織の適否と関連することは明らかである。

日本公認会計士協会は、金融機関健全性確保法を受けて97年4月、銀行等監査特別委員会報告第四号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」を公表した。ここでは上述の点に配慮した債権の監査、すなわち自己査定基準および内部統制組織の確認等の基準が示されたが、これによっても、監査人にとって金融機関、特に小規模金融機関の監査がやはり難しいものであることは否めまい。しかし、信用組合等の監査は、公認会計士にとってはその市場の拡大のチャンスであり、あるいは監査スキル向上の機会であり、そして何より社会の期待の受容の表明なのである⁷⁵⁾。

③については、前節で述べたように2信組が事件となった段階での報道上の注目は薄かった。しかしながら、信用組合、信用金庫の経営チェックを再考する際には、公認会計士の想起と同様に監事の監査にも着目された。まず最初に示されたのは、監事に公認会計士など外部専門家をあてる方向である⁷⁶⁾。しかし結果としては、金融機関健全性確保法においては、信用組合、信用金庫、労働金庫および農林中央金庫について、監事の権限強化、員外監事の登用2つが盛り込まれることに落ちついた。前者については、監事に理事会の召集請求権、子会社に対する調査権、理事に対する行為差止請求権などを与え、理事との関係、監査報告書の作成などについて広く商法の規定を準用している。すなわち、理

事と監事との関係は、現行商法上の取締役と監査役の関係にほぼ同一となったと考えられる。また、会計監査人の監査を受ける信用組合等の場合は、監事と会計監査人の関係は監査役と商法特例法上の会計監査人の関係にほぼ同一となっている。

後者については、一定規模以上の信用組合、信用金庫、労働金庫および農林中央金庫は監事のうち1人以上は員外（当該信用組合等の組合員以外）から選ばねばならず、また当該員外監事は就任前5年間は当該組合等の理事・職員でなかったものでなければならないとされた。信用組合は従来は監事は1名以上であったものが、一定規模以上の信用組合については2名以上とした上で上記のように改正されている。規模的には、銀行と同様の規模を持つ信金、信組を想定した上で、商法の社外監査役規定を準用したものと考えられる。しかしながら、商法規定にある監査役会制度の導入は見送られた⁷⁷⁾。

もともと、通常は組合企業の定款には、員外理事、監事を一定数までは認めることができる旨規定されている。しかしながら、出資者であり利用者でもある組合員により構成される組合企業の場合、理事や監事は組合員であることが原則であり、員外理事、監事は特別な事情がある場合に認めるというのが論理である。つまり、員外理事、監事については積極的に認めるべきものではなく、したがって前述のように定款上もその員数の規制を行うのが通例である。

この論理は、組合企業の根幹をなすものであり、組合企業の特徴を表すものでもあるが、反面しばしば組合企業の弱点ともなる。すなわち、利用者である組合員が理事、監事を構成することは、必ずしも経営に卓越した者が理事、監事になるとは限らず、少なくとも一般企業から比すればその危険性は強くならざるを得ないということである⁷⁸⁾。員外監事の規定は、この弱点

75) 信用金庫城南信用金庫理事長の真壁実氏のように、今後は監査法人への風当たりも厳しくなるという見解がある反面（『朝日新聞』平成9年4月5日夕刊）、大阪府商工部長で金融制度調査会ワーキンググループの鈴木重信氏は、監査法人に責任を転嫁することでは解決せず、監査法人へは多くを望めないとしている（『毎日新聞（大阪）』平成9年11月30日朝刊）。

76) 『朝日新聞』平成7年2月26日朝刊。

77) 石川[1996]、26-27頁。

表3 本研究における不正事例

年	企 業 名	不正の内容				監査人		関連する主な企業名
		粉飾経理	不良債権	倒産破綻	その他	公認会計士	監査役	
75	興人	○		○		○	○	日本熱学工業
78	不二サッシ工業 不二サッシ販売	○				○	○	興人、永大産業、山陽特殊製鋼、日本熱学工業、東京時計製造、東邦産業
79	大光相互銀行 KDD	○	○		簿外債務 密輸、横領、贈賄	○ ○	 ○	ロッキード、徳陽相互銀行（徳陽シティ銀行）、平和相互銀行、山口銀行 日本鉄道建設公団、環境庁、防衛庁、日本住宅公団、国鉄、ロッキード
84	リッカー	○		○		○	○	大沢商会、ダイエー
86	平和相互銀行		○	○	政界工作	○	○	第一相互銀行（太平洋銀行）、リクルート、佐川急便、谷藤機械工業（マクロス）、伊藤萬（イトマン）、住友銀行
90	イトマン		○	○		○	○	平和相互銀行、雅叙園観光、大阪府民信組、日本レース、住友銀行、東邦生命、関西新聞社、近畿放送、西武百貨店
91	日本コッパース 日東あられ マクロス	○ ○		○	公認会計士に対する訴訟 インサイダー取引	○ ○	 ○	リッカー 平和相互銀行、日本熱学工業、ギネス
92	アイベック イトーヨーカ堂 雅叙園観光	○		○	総会屋へ利益供与 公認会計士の解任	○ ○	○ ○	リクルート、イトマン、MARUKO、レック、テーエスデー、ハニックス工業、ミタチ電機 キリンビール、高島屋 イトマン、日本ドリーム観光
94	日本商事				インサイダー取引	○	○	ギネス、マクロス、阪神相互銀行、鈴丹
95	大和銀行 東京協和信用組合 安全信用組合	○	○	○	米国債不正取引	○ ○	 ○	住友商事、BCCI、ペアリングズ 平和相互銀行、コスモ信組、本津信組、兵庫銀行、太平洋銀行、北海道拓殖銀行
96	住友商事				銅先物不正取引	○	○	大和銀行、コデルコ、ペアリングズ

を補強し、監事に外部専門家の登用を促進するものといえる。端的には、当初議論されたように公認会計士をもって監事にあてることも可能である。しかしながら、この員外監事の強制は、組合企業の理念をある意味ではずれたものとなったことにも留意すべきであろう。

2 信組の破綻に始まった金融機関、特に小規模金融機関の破綻の結果、信用金庫、信用組合など広く小規模金融機関の監査制度が改正された。このような結果になったことは、それ自体注目すべきことである。そしてそれと共に、今後

は公認会計士、および監事に対して今まで以上の期待が寄せられていることを理解する必要がある。

18. 結語

18. 1 本研究の概要と総括

ここまで、本研究にあっては16事例19社等を主に取り扱い、それに類比すべき事例を適宜関連づけてきた。本事例研究を終わるにあたり、取り扱った事例をまとめれば表3のようになる。

ここでこれらを総括すれば、以下のようになる。

第一に、不正事例は次第に大企業から小規模企業へと展開してきた傾向があった。たとえば

78) 全国信用組合中央会は、監事、非常勤監事を対象にした「監事講座」を開いて監査の方法を講習することとした（『日経金融新聞』平成7年11月30日）。

粉飾経理事例を例にとれば、戦後の復興が一段落し、経済的な基盤が整ったとき、山陽特殊製鋼にみられる大規模企業の粉飾経理が生じ、これが次第に不二サッシ工業・販売、リッカーといった比較的小規模の上場企業、そして近年ではアイベック、日東あられのような店頭登録ないし非上場の企業へと展開してきている。これは、他面から見ればかかる粉飾経理を防止するために様々な会計制度上の対策が取られ、特に監査制度も充実してきたことを表すものでもある。少なくとも、現在では大規模上場企業において粉飾経理はおきにくくなっており、そこでは監査が一定の役割を果たしているといつてよいであろう。

しかし、大規模企業で不正が生じなくなっているのかといえば、必ずしもそうではない。旧来型のいわゆる粉飾経理ではない不正が生じてきているのである。大和銀行および住友商事の事例はそれを端的に示すものである。この事例はまた、現在の不正が単に我が国国内にとどまらず、問題が海外に拡大する様相を示している。いわば、不正のグローバル化である。このように、戦後の不正事例をみると、対象企業のミクロ化と問題のグローバル化が同時に展開していることがわかる。これは不正事例による「加害者」と「被害者」が広範化していることも意味する。

第二に、不正事例が生じた場合、必ずその「対策」があることである。会計および監査の面からは、これは規定の改訂となって端的に表れる⁷⁹⁾。すなわち、不正事例の歴史は、会計基準あるいは監査基準の発達史でもあるということである。それは、好むと好まざるとにかかわらず、会計専門職の発達史であるといつてよい。そしてこの傾向は近年顕著になっていると考える。都道府県の不正経理、あるいは信用組合の不正経理、破綻に際して、その対策としていずれも外部監査人としての公認会計士監査を導

入することに結果した。これは、公認会計士にとってはその職域の拡大であり、発展の1つである。と同時に、より重い社会的な責任の受託であり、期待の受容である。

第三に、不正事例間には、関連性がしばしばみられることである。本事例研究中でいえば、たとえばロッキード事件から大光相互銀行の事例が生じ、そこで同様の問題を指摘された平和相互銀行は後に破綻することになる。この住友銀行への吸収に活躍したのがイトマンであり、ここから雅叙園観光の事例が生じ、あるいは大阪府民信組の破綻につながっていく。平和相互銀行の破綻にあたって不良債権問題を指摘された第一相互銀行は、後に太平洋銀行となるものの96年に破綻する。このように、個別事例のみならず、事例相互間の関連性をも検討する必要が認められる。

第四に、不正の内容の拡大がみられることである。これには二面ある。すなわち、会計的操作方法を複雑化したり、あるいは会計処理の対象となる現象の多様化によって、従来なかった形で不正経理が生じる場合がある。子会社を利用した不二サッシ工業・販売の事例から、直接関連しない他社まで利用したアイベックの事例、あるいは、米国国債や商品先物市場が対象であった大和銀行、住友商事の事例がこれらにあたる。

もう一面は、法律的な改正によって不正の内容が拡大する場合である。これはいわゆるイトーヨーカ堂のような総会屋への利益供与事例、あるいは日本商事のようなインサイダー取引規制がそうであって、これらは法改正によって違法となった結果、企業不正として理解されることとなったものである。

従来、特に会計にあっては不正経理はしばしば粉飾経理と同義に用いられてきた。それは、過去、企業不正といえ、まず経営者が財務諸表上の利益を不正に増すことであったからにはほかならない。しかし今や、様々な立場の者が様々な形で財務諸表上の重大な虚偽記載を招くよう

79) 吉見[1997b]。

になっている。かかるなかで、粉飾経理ないし粉飾決算という一般的用語が、果たして現代の企業不正事例のすべてを包括する会計学的、監査論的概念たりうるかについては、疑問があると言わざるを得ない。その意味では、粉飾という用語でなく、より広義の不正(fraud)概念によって包括的に理解する必要がある。

18. 2 期待ギャップ問題との関連

そもそも本事例研究の問題意識は、期待ギャップ問題を考えるとき、我が国の大衆の、あるいは社会の監査ないし監査人に対する「期待」はあるのかということを、不正事例についての報道の論調を通じて確認することであった。すなわち、一般に欧米では「期待」は監査人への訴訟となって表れる。また、不正事例の発覚にあたっては報道が必ずといってよいほど監査人の責任を大きくとりあげ、これによっても社会の共通認識、あるいは「期待」を垣間みることができる。ところが我が国についていえば、前者については、ここまで日本コッパースの事例がほぼ唯一のものであった。この点では、少なくとも我が国においては、公認会計士に対する訴訟の多発という現象をもって監査人への期待をみることはできない。しかし、監査人への期待は、我が国でも確実に存在し、また期待ギャップも観察できるのである⁸⁰⁾。そこで本事例研究では主として後者の、企業不正事例における報道上での取り扱われ方を通じて社会の「期待」のありようを見ようとしたものである。

本事例研究を通じた結論から言えば、我が国の不正事例にあって、報道上監査ないし監査人が大きく取り上げられるということはやはり希であったといえる。確かに本事例研究の中では特に監査および監査人と事例との関わりを中心に特に抽出して観察しており、その限りで報道上の言及もそれぞれみられるのであるが、それらは報道の主たる論点ではないことがほとんど

であり、すなわち各種不正事例の発生にあって監査そのものがまず注目されるという状況には、我が国は未だないと言わざるを得ない。この点からすれば、現実に我が国に「期待ギャップ」が存在するとしてもそれは監査人の存在を知らない、あるいは何も期待していないという、社会的な存在感の希薄さから来るいわば「無期待ギャップ」であるという分析も、当を得たものであるといえよう⁸¹⁾。

しかしながら、本事例研究を通じて理解されることは、かかる状況は確実に変化しつつあるということである。不正事例に関連して、監査人への言及は確実に増えてきている。また、本事例研究では未だ対象外としたが、近年の発生した日本住宅金融や山一証券の事例では、その担当監査法人が訴えられる事態に至っている。また東京協和信組、安全信組の事例では、その破綻の主因の1つに監査の欠如が指摘され、外部監査人として公認会計士が期待された。都道府県の不正事例にあたっても同様である⁸²⁾。このように、監査人への期待、あるいは社会的認知は確実に増してきているといえる。期待ギャップ問題も、欧米的なそれへと変化しつつあると考えてよいであろう⁸³⁾。

最後に1つ問題点を指摘すれば、監査人としての監査役的位置である。上述の変化は、専ら公認会計士のものである。我が国において、監査人の一翼を担ってきた株式会社の監査役、あるいは組合企業等の監事は、このような公認会計士をとりまく変化にあたかも無関係のようである。監査役制度の問題点はしばしば指摘され、また制度面での改正も重ねられてきたが、結局のところ監査役に対する社会的な認知はさして変化していないように思われてならない。それはとりもなおさず、監査人としての監査役や監事が、社会から期待されていないことを意味す

81) 吉見[1996a], 104-105頁。

82) 吉見[1997a], 吉見[1998a]。

83) 吉見[1998b]。

80) 吉見[1993], 吉見[1994]。

る。もちろん本研究中でも指摘したように、監査役監査が有効に機能した例も多い。そもそも、形式的な制度面からのみ鑑みれば、監査役監査の有効性は相当にあるはずである。それが現実社会の期待となつて表れないのは、単に制度面の問題ではなく、従つて別の角度からの考察が必要のように思われる。監査役監査については、稿をあらためるべきであろうが、2信組以降の信用組合において監事に公認会計士をあてるような方向が議論されたのは、監査役監査制度にとって1つの暗示であり、あるいは危機の表明であるように思われる。

本事例研究は、当初計画していたようにこれをもって終結することとするが、事例研究そのものは継続的に行うことに意義が見いだせよう。すでに本事例研究を行う中で、住専問題、山一証券の破綻など、あらたに考察すべき問題も生じてきている。かかるなかで、監査論、あるいは広く会計学における事例研究の意義についても、改めて考察する必要がある。

参考文献

- 相沢幸悦『日銀法二十五条発動』中公新書、1995年10月。
- N. アイヒラー著、柿崎映次、吳天降訳『アメリカの貯蓄貸付組合(S & L)』お茶の水書房、1994年9月。
- 後藤新一『銀行崩壊』東洋経済新報社、1995年11月。
- 濱田康行『信組問題とは何か』『経済系』(関東学院大学)、第186集、1996年1月、18-29頁。
- 花原國吉『地銀・信金・信組 その合併と破綻』同時代社、1995年9月。
- 井上肇、高木安典(編)『信用組合読本(第4版)』金融財政事情研究会、1986年5月。
- 石川欽也「金融機関等の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律について」『J I C P A ジャーナル』第8巻第9号、1996年9月、25-30頁。
- 小林春男『信用金庫経営論』日本経済評論社、1992年5月。
- 日本経済新聞社(編)『株主の反乱』日本経済新聞社、1993年3月。
- 日本経済新聞社(編)『誰が銀行をつぶしたか』日本経済新聞社、1996年3月。
- 日本経済新聞社(編)『金融・破局か再生か』日本経済新聞社、1997年6月。
- 西田安範「整理回収銀行の債権回収に向けた取組み」『ファイナンス』第33巻第2号、1997年5月、26-29頁。
- 小邦宏治『不良債権処理の政治経済学』平原社、1995年10月。
- P. Z. ビルツァー著、阿部四郎訳『S & Lの崩壊』家の光協会、1996年5月。
- 帝国データバンク情報部『金融業はこう倒産する』中経出版、1995年11月。
- 帝国データバンク情報部『銀行が潰れていく』中経出版、1997年8月。
- 吉見宏「我が国におけるエクスペクテーション・ギャップ問題の現状」『J I C P A ジャーナル』第5巻第10号、1993年10月、61-67頁。
- 吉見宏「我が国におけるエクスペクテーション・ギャップ問題の分析」『会計』第146巻第3号、1994年9月、55-70頁。
- 吉見宏「我が国における企業不正事例(1)」『経済学研究』(北海道大学)第45巻第2号、1995年6月、109-122頁。
- 吉見宏「監査エクスペクテーション形成の必要性」『会計』第149巻第1号、1996年1月、102-112頁(1996a)。
- 吉見宏「我が国における企業不正事例(3)」『経済学研究』(北海道大学)第45巻第4号、1996年3月、146-162頁(1996b)。
- 吉見宏「我が国における企業不正事例(4)」『経済学研究』(北海道大学)第46巻第1号、1996年6月、72-86頁(1996c)。
- 吉見宏「我が国における企業不正事例(6)」『経済学研究』(北海道大学)第46巻第3号、1996年12月、146-160頁(1996d)。
- 吉見宏「地方自治体における不正と監査—北海道監査委員事務局の事例を中心に—」『経済学研究』(北海道大学)第47巻第1号、1997年6月、96-112頁(1997a)。
- 吉見宏「企業不正事例と規定の改訂」『経済学研究』(北海道大学)第47巻第2号、1997年9月、267-280頁(1997b)。

1998. 9

我が国における企業不正事例 (10・完) 吉見

119(185)

吉見宏「我が国における企業不正事例 (8)」『経済学研究』(北海道大学) 第47巻第3号, 1997年12月, 155-167頁(1997c)。

吉見宏「ディスクロージャーと監査の空白—地方自治体

を例として—」『会計』第153巻第1号, 1998年1月, 78-88頁(1998a)。

吉見宏「期待ギャップ問題の近年の動向」『税経通信』第53巻第6号, 1998年5月, 267-272頁(1998b)。